

天龍 広報

第 101 号

2004年7月29日

— 私たちの村 —
— 7月1日現在 —
人口 2,097 人
男965人 女1,132人
世帯数 950 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 齋藤印刷所

地域再生計画・構造改革特別区域計画 認定書授与式



『地域と一体化した
プロジェクト教育推進特区』で
国の認定を受けました

構造改革特別区域計画

議会だより

◆第二回定例会

平成16年第2回天龍村議会定例会が、6月17日に開会し、22日までの6日間の会期で行われ、左記の議案について原案どおり可決されました。

「可決された案件」

○天龍村税条例の一部を改正する条例について専決処分の報告及び承認を求めることについて

内容は、地方税法の一部改正による、個人住民税の均等割額と率の引上げを行うものです。

○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分の報告及び承認を求めることについて

内容は、地方税法の一部改正による住民税の長期譲渡所得、山林所得等に関する条例の一部改正です。

○天龍村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の報告及び承認を求めることについて

内容は、消防団員の退職報償金の額を引き上げるものです。

○天龍村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について専決処分の報告及び承認を求めることについて

内容は、消防団員等の公務災害補償の基礎額を下げます。

○課設置条例の一部を改正する条例について

内容は、効率的な行政運営のため、現行の四課制を三課制にするものです。

○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、いずれも法の名称変更に伴う条文の整備です。

○天龍村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

内容は、平成16年度分以後の介護分の税率及び税額の引上げに関する条例の一

部改正です。

○天龍村教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、教育長の給料月額を改定するものです。

○天龍村楽園ふれあい広場管理条例の一部を改正する条例について

内容は、和知野の楽園ふれあい広場の使用に関する条例の一部改正です。

○天龍村就業

施設の設定及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、向方区旧南支所跡地の就業施設を廃止するものです。

○向方区旧地に係る総合整備計画の一部変更について

内容は、林道大久那線を向方区地に加える

計画の一部変更です。

○平成15年度天龍村一般会計補正予算(第8号専決)

○平成15年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)

○平成15年度天龍村社会就労センター特別会計補正予算(第4号専決)

○平成15年度天龍村営水道特別会計補正予算(第6号専決)

○平成15年度天龍村老人保健

特別会計補正予算(第4号専決)

○平成15年度天龍村営温泉事業特別会計補正予算(第4号専決)

○平成15年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第6号専決)

○平成15年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第4号専決)

○平成16年度天龍村一般会計補正予算(第1号)

○平成16年度天龍村国民健康

保健特別会計補正予算(第1号)

○平成16年度天龍村老人保健特別会計補正予算(第1号)

○平成16年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○平成16年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第1号)

「報告」

○平成15年度天龍村繰越明許費繰越計算書の報告

○有限会社天龍農林業公社の経営状況について

○有限会社龍泉閣の経営状況について

■平成15年度 補正予算

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第8号)	3,086,433	66,677	3,153,110
国民健康保健 (第4号)	219,938	△ 6,067	213,871
社会就労センター (第4号)	40,004	△ 1,003	39,001
村 営 水 道 (第6号)	78,134	△ 736	77,398
老人保健 (第4号)	406,428	△ 19,953	386,475
温泉事業 (第4号)	58,682	△ 2,872	55,810
村営下水道事業 (第6号)	99,294	△ 839	98,455
介護保険 (第4号)	244,728	△ 34,707	210,021

■平成16年度 補正予算

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一 般 (第1号)	2,220,000	11,149	2,231,149
国民健康保健 (第1号)	191,369	5,311	196,680
村 営 水 道 (第1号)	63,048	4,942	67,990
老人保健 (第1号)	394,264	2,580	396,844
村営下水道事業 (第1号)	88,289	227	88,516
介護保険 (第1号)	243,276	81	243,357

「意見書」

○「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書

この意見書は、6月25日付けで飯田市へ送付し関係市町村の意見書を取りまとめ、関係大臣へ送付しました。

「一般質問」

○熊谷久村

一、天龍村一周観光ツアーについて

○松下平一

一、村政二期の施策等を基に、村長統投の意志について

○板倉幸正

一、松くい虫による被害木等危険箇所の伐倒処理について

二、村長の進退について

○堤本伊那人

一、社会就労センターの運営状況及び作業指導体制について

二、自立自治体への町村会の参画及び考え方について

○関浦雅志

一、(有)龍泉閣の経営状況の自己評価と今後の運営方針について

集落創生交付金事業を募集しています

募集しています

村民のみなさんが自律的に判断し、互いに支えあいながら活動することにより、温もりがあり安心して暮らせる集落を創るため、村民のみなさんで実施するコミュニティ活動を支援する事業や、条件不利地域に住むみなさんの生活を守るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成します。

助成対象団体

▽公益の増進に寄与する団体

(地区・複数地区など)

▽地域での助け合いや連帯感を育てることを住民が自律的に判断し活動する団体など

▽活動事業を自主的に継続する意欲がある団体

助成対象事業

▽まつり(政教分離が明確なもの)・事業・・・地区のイベントなど

▽集落等による環境整備(緑化事業)・自然保護活動・環境美化活動

▽地域の絆を深めるための交流会・・・運動会や親睦村内巡りなど

▽村内のお祭りや歴史探訪及

▽自然探索事業・・・説明者が必要となる事業など
▽まつり伝統芸能・生活文化後継者育成事業・・・後継者育成のために必要な衣装・道具・素材費など
▽生活文化の知恵を活かす研修会・・・伝統料理研修やわら細工など
▽右記以外で目的の趣旨がこの要綱にあたるもの

右記の事業で対象とならない経費

※食料費(但し地域食材を活用するための食糧費は可)

※区等の運営費

※人件費(役員手当、賃金を含む)

※政治活動費

※政教分離が明確でない活動に要する経費

※建物・道路などの基盤整備事業費

◎但し、次の経費は対象とすることが出来る

※住民が集落活動において道路整備及び集会所の老朽箇所の修理などをする場合における原材料費で1事業当たり30万円以内のもの

※住民が活動するに当たって

必要な用具等購入又は修理などで1事業当たり10万円未満のもの

その他の条件

☆交付対象経費は補助金・交付金・負担金などがある場合はこれを対象経費より除く額

☆他に定めがない場合、交付額は30万円以内とする。ただし、千円単位の交付額とする

☆実績報告後交付金を支給する

事業実施期間

平成17年3月までに事業完了すること、または平成16年度中の活動

応募・申請方法

役場総務課企画財政係または南支所に申請書がありますので、書類を添えて申請ください。希望者にはEメールに

て配信いたしますので、ご連絡ください。また、天龍村のホームページからも取得できます。

応募・申請期限

平成16年12月28日(火)

交付決定の方法等

課長会議等で審査を行い、村長が決定します。

選考基準は、今後の活動持続性・地域との関わり・将来性や他への影響などを考慮して決定します。

また、過去に補助事業などを受けている事業は原則対象外とします。

申請書提出・問合せ先

役場総務課企画財政係

026013212001 (内線222)

「飯田公証役場」が移転しました

飯田市本町一丁目にありました「飯田公証役場」は、飯田市橋南第二地区市街地再開発事業に伴い、飯田市常磐町30番地・飯伊森林組合ビル2階に移転しました。

公証役場では、法務大臣に任命された公証人が、遺言や金銭貸借、土地・建物売買、離婚などの各



種契約公正証書の作成、会社定款や私署証書の認証を行っています。

21世紀、村民が主人公、

『天龍村自治と協働によるむらづくり村民会議』

～協働型むらづくり＝支え合う地域づくりのために～

4月23日から始まりました「天龍村自治と協働によるむらづくり村民会議」は、毎回予定の時間を超え、熱心にまた活発な意見交換が行われ、各委員さんの天龍村を思う、熱い気持ちが伝わってくる中身の濃い協議となりました。

また、世代別に分かれた各グループが、自発的に集まり議論を深め会議本番に望むなど、多くの委員さんの真剣な取り組みが、充実した村民会議を支えました。

まさに協働型むらづくりの精神のもと、天龍村に誇りを持ち、自らの手で、安心して暮らせる住みやすい地域とするための取り組みは動き始めています。

◆委員名簿

氏 名	選出区分	グループ	氏 名	選出区分	グループ
◎堤 本 伊那人	議会選出	D	○宮 沢 直 祐	一般応募	B
関 浦 雅 志	議会選出	B	坂 田 大 地	一般応募	A
坂 本 達 春	議会選出	B	熊 谷 秀 敏	一般応募	A
秦 治三夫	議会選出	B	男 澤 秀 幸	一般応募	A
平 松 和 子	農業委員会	B	金 田 千 寿	一般応募	A
瀧 澤 一 登	飯伊森林組合天龍事業所	A	熊 谷 清 治	一般応募	A
上 野 伊佐雄	商工会	C	板 倉 幸 正	一般応募	B
熊 谷 幸 雄	建設業者協力会	D	中 野 昌 俊	一般応募	B
瀧 澤 秀 年	保育所保護者会	A	森 田 ウメ子	一般応募	C
福 士 和 成	小学校PTA	A	野 竹 正 孝	一般応募	C
仲 間 充 基	中学校PTA	A	秦 和 弘	一般応募	C
宮 澤 久 恵	婦人会	B	大 平 邦 重	一般応募	C
池 田 浩	老人クラブ連合会	D	柳 澤 伸 公	一般応募	D
遠 山 明 徳	教育委員会委員長	D	金 田 正	一般応募	D
村 澤 恒 男	行革推進委員長	D	村 松 今朝男	一般応募	D
関 口 達 也	人権擁護委員	B	大 平 林 治	一般応募	D
村 澤 文 仁	助 役	C	遠 山 満 俊	収入役	C
板 倉 恒 夫	教育長	C			

※氏名冒頭の印は、◎：会長、○：副会長を示す。

◆今後の予定

7月20日	協議結果を村長へ答申
8月2日～9月8日	むらづくり計画（案）を 地区懇談会等で説明
9月下旬	むらづくり計画の策定



※村民会議の会議資料・会議録は村ホームページに掲載しています。

◆天龍村自治と協働によるむらづくり村民会議の検討状況

会 議	日時・出席委員等	協 議 事 項 等
第1回	H16.4.23 (金) 午後7時～10時 31名	○委嘱書の交付 ○正副会長の選出 ○村民会議の進め方・日程等について ○天龍村の概況について
第2回	H16.5.17 (月) 午後7時～ (グループごと解散) 34名	○村のめざすべき方向性・あり方について ①資料の説明 (天龍村総合計画・協働型むらづくり・地区担当職員制度) ②グループ協議
第3回	H16.5.31 (月) 午後7時～9時15分 30名	○村のめざすべき方向性・あり方について ①グループ協議報告 ②全体協議
第4回	H16.6.15 (火) 午後7時～9時30分 31名	〈行政改革等について〉 ○行政改革大綱の達成状況の分析と課題について ○職員削減計画(案)及び人件費削減(案)について ○課の再編(案)について ○各種行政委員会等の見直し(案)について 〈税財政改革について〉 ○人件費削減(案)について ○歳入の確保(増収案)について ○税・使用料等の見直し(案)について
第5回	H16.6.24 (木) 午後7時～ 10時10分 26名	○村のめざすべき方向性・あり方について 〈第3回全体協議の続き〉 ①基本理念 ②基本方針・重点事項 ③基本理念を実現するための実施事項(行動・施策)
第6回	H16.6.29 (火) 午後7時～9時10分 29名	〈税財政改革について〉 〈第4回協議の続き〉 ○人件費削減(案)について ○歳入の確保(増収案)について ○税・使用料等の見直し(案)について ○行政サービスの見直し(案)について
グループ 代表者 会議	H16.7.1 (木) 午後5時30分～ 7時30分 5名	○村のめざすべき方向性・あり方について 〈第5回全体協議の取りまとめ〉 ①基本理念 ②基本方針・重点事項 ③基本理念を実現するための実施事項(行動・施策)
第7回	H16.7.13 (火) 午後7時～8時35分 32名	○グループ代表者会議の協議結果について ○答申案について ○その他

※各回の会議資料・会議録は、役場むらづくり推進室、なんでも館、南支所に備え付けられておりいつでも自由に閲覧できます。
 ※村民会議から提出された答申書は、別に全戸配布によりお知らせします。

平成15年度

天龍中学校二年生海外研修大成功!!

3月19日から29日まで、天龍中学校2年生がイギリスを訪れ、一生に一度あるかないかの貴重な体験をしてきました。中学校の山浦先生(団長)と沓掛先生、教育委員会のアンダーソンが同行し、一行はロンドンで2日、ブリッジ村で6日間を過ごしました。ブリッジ村は世界的に有名な大聖堂のあるカンタベリー市に隣接した、田園に囲まれた美しい村で、そこで一行はホームステイをしました。

これまでの海外研修先は北米の町でしたが、今回はイギリスとなりました。イギリスは「国際的感覚を養うために、生の英語や異なった文化などを直接に体験する」というプログラム目標にかなった国であると同時に、去年の夏から取り組んできた国際交流を更に深める意味でも、大変相応しい目的地でありました。

去年の8月、天龍中学を卒業した、高校生2人がローズさんを表敬訪問したのに続いて、今回の訪問も非常に大きな成果を収めました。厳しい

財政事情にもかかわらず、この海外研修事業を支援し続けて下さる村民の皆様に、お礼申し上げます。また、近藤校長先生をはじめ、中学校の先生方にも、過密スケジュールを縫ってあらゆる形でご協力をいただき、大変ありがとうございました。ピース天龍のメンバーたちも、出発に先立ち、研修参加者の準備に心を砕いてくれました。そして、参加者自身も、皆さんの期待に応えるかのように、素晴らしい親善大使ふりを発揮してくれました。彼らの誠意は、現地の人々の心を動かし、今後の更なる交流の確固たる土台を作ってきました。

参加者の一人、大平早紀さんが次に詳しく報告してくれています。どうぞお読み下さい。



ホストファミリー

イギリスでの一日目は、カンタベリー大聖堂で、私たちの訪問を歓迎して特別礼拝を行って下さいました。英国教会の総本山である大聖堂は、とても大きく、神々しく、神秘的で見てしまいました。大聖堂聖歌隊による合唱も心に残りました。私達のためにここまでして下さい、とても感激でした。そして、私たち



カンタベリー大聖堂

私と成美さんは、Emmaさんのお宅ホームステイさせて頂きました。ホストマザーのEmmaさんとホストファザーのThomasさんにはとてもやさしくしていただきました。料理もとてもおいしかったです。また、長男のJames、次男のLuke、長女のHazel、末っ子のSophieとも、ゲームをしたり、庭で遊んだりしたり、折り紙したりと楽しいときを過ごすことができました。



ローズさんと一緒に

イギリスでの2日目は、歓迎会を行って下さいました。私たちは天龍村と中学校の紹介をしました。とても喜んでくださり嬉しかったです。



歓迎会

は祭壇に上がり私と渚さんは折鶴をつくった平和の輪を捧げました。とても緊張しましたが、この祭壇に上がる事はとても名誉あることだと思いました。

3日目にはケントコレッジ市立中等学校を訪問しました。そこで授業に参加させていただきました。イギリスの学校は建物からして立派でとても大きくロッカールームやバイキング式の食堂までありました。そして、その後生徒の方々と鶴を折る交流をしました。説明するのはとても緊張しましたが、みんな一生懸命折ってくれたのでとても嬉しかったです。



ケントコレッジの生徒たち

4日目から2日間ロンドンへ! ロンドンにはどれも立派で歴史を感じられる建物がズラリと並んでいました。お店も二段バスも教会も宮殿もどれも珍しくて私の目はずっと動きっぱなしでした。私た

ちはナショナル・ギャラリー、絵画美術館と帝国戦争博物館などを見学しました。博物館には、ローズさんの日記の原文があり、手に取って見るのができました！とても小さな日記で字も細かく書かれていました。そして、最後のページにはローズさんの最愛の人、奥さんの写真、そしてその周りには故郷にある家が描かれていました・・・それを見て私はローズさんがどれだけ奥さんと故郷を愛していたか、どれだけ辛かったのかわかりました。



空からの首都ロンドン

5日目に見学した大英博物館は建物からして、入り口からしてとてもとても大きく、

古代遺跡のようでした。展示してある品々の中でもっとも印象に残っているのは、本物のミイラです。ちゃんとした形で残っていて、しかもこの人は何百年もの昔の人なので今、ここでお目にかかれてとても光栄だと思いました。



大英博物館

6日目には私たちがホームステイさせて頂いているブリッジ村公立小学校を訪問しました。ここでも鶴を折る交流をしました。子供達はとても人なつっこいのですぐ仲良くなりました。そして鶴を一生懸命に折ってくれました。鶴に名前と平和へのメッセージも書いてくれました。



ブリッジ小学生

7日目。私は日本のお城しか入ったことがなかったので、初めての洋風のお城に感動していました。美しい緑と湖に囲まれた素晴らしいロマンチックなお城でした。まるで今でも女王様が住んでいるかのようなお城を見学した後、敷地内の植木で作られた有名な巨大迷路に挑戦しました。しかし、私は同じようなところを時間ぎりぎりまでグルグル回って迷子になっていました。女王様も迷ったのでしょうか？



リーズ城の迷路前

8日目。とうとう最後の日が近づいてきてしまいました。ここで出会った人にはみんなとてもお世話になりました。特にホストファミリーの方々には何から何までとてもとてもお世話になりました。さよならパーティーで、ローズさんにたくさん質問をしました。日記の大きさについて、食べ物について、お金についてなど…。また、私と渚さんが総合的な学習でやっている事も伝えたら、とても喜んでくださり、嬉しく思いました。これからもその活動を続けていきたいと強く思いました。



さよならパーティー

長いようで短い旅が終わりました。イギリスではたくさん大切な思い出ができました。そしてたくさんの方の事を学んだ良い研修になったと思います。始めはうまく話す事ができるかとても心配でしたが、しかし、いざ交流してみると片言の英語でも通じて楽しく過ごす事ができました。初日はいつも持っていたホームステイのガイドブックも次の日には手元を離れました。言葉も文化も違う、けれど私たちは同じ平和を愛する仲間。平和の思いに国境はありません。今回の交流でより一層、平和と和解の念が深まったと思います。そして私たち、平和の使者の使命はまだ終わったわけではありません。思い出と学んだ事を持ち帰り、それを広めていきます。また、イギリスの子供達が折ってくれた鶴を平和の鶴の輪に加え、今度は修学旅行で行く広島島の原爆の像に納めてきます。今回の旅で平和への思いが一層強まりました。これからも「PEACE 天龍」の活動は続きます。この世界に平和が訪れるその日まで…。

「構造改革特別区域計画」

「地域と一体化した プロジェクト教育推進特区」で 国の認定を受けました

村では、今回で第5回目となる国の構造改革特区に「地域と一体化したプロジェクト教育推進特区」と題した計画を申請し、6月21日に認定を受け、同日東京・三田共用会議所において、小泉総理大臣から認定書が渡されました。

構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域

において地域が自発性を持って構造改革を進めるため、平成14年から始まった制度です。今回村が認定を受けた「地域と一体化したプロジェクト教育推進特区」の内容は、NPO法人「どんぐり向方塾」が平成17年4月に開校を目指す学校法人「どんぐり向方学園」の設立に当たり、文部科学省が私立学校の設置者に校地と校舎の自己所有を義務づけている規制をなくすという

有害鳥獣の被害予防について

田植えの時期も終えてひと段落ついたところですが、村内各地でニホンジカによる水稻の被害が報告されています。今後、シカばかりでなくイノシシやサル、ハクビシンなどの被害も予想されますが、保護動物や天然記念物に指定されている動物は簡単に駆除をできないこともあり、農産物生産者の皆さんには大変苦慮されていると思います。

村では、猟友会による有害鳥獣駆除を奨励して対策を図っているところですが、前記のような理由で十分な駆除とまでいかない面もあります。また農政関係では、忌避柵設置に対する補助の実施を行い自己防衛も推進しているところ

ものです。これにより、県の私学審議会が認可する学校法人と学校設置のための条件が一つ整ったことになり、その他の条件がそろえば、来年4月から天龍村に私立の小中学校が誕生することになります。

村では、子供達の人口が増えることにより、地域のお年寄りが子供達に農業やものづくりを指導したり、逆に子供達が父兄の英会話やコンピュータ操作を学んだりするなどといった交流機会が増え、高齢者の生きがいづくりや地域画な駆除はかえって群れを増やし、民家に近づく頭数を増やす結果になるという研究結果も出ています。農産物生産者の皆さんは大変かと思いますが、積極的な自己防衛策をとっていただきたいと思います。

被害が発生した場合は、ご面倒でも役場産業建設課へお申し出ください。報告に基づいて駆除などの対策を図っていききたいと思います。



の活性化が大いに期待できるものと考えています。



みなさんから頂いた募金は、道路や公共施設などに植えられる樹木などの費用として還元され、緑の街づくりの有効に役立てられます。

なお、みなさんから頂いた募金11万5,550円は、6月7日に郡の緑の募金協会に送金いたしました。

コイヘルペスウイルス病について

テレビ・新聞などで話題となっているコイヘルペスウイルス病が下伊那郡内で発見されました。

この病気は、マゴイとニシキゴイだけにうつる病気で、コイから人にうつることはありません。

近隣地域で病気が広がるのを防ぐため、死んだり餌を食べなくなったりしたコイについての情報提供とコイヘルペスウイルス検査を積極的に受けていただくようお願いします。

みなさんの周りの川や湖、自宅庭の池などでコイに異常が見られた時は、下記へご連絡願います。

下伊那地方事務所農政課 0265-53-0414 (直通)
役場産業建設課 0260-32-2001 内線137・138

緑の募金への
ご協力
ありがとうございました

4月1日(木)から5月31日(月)まで行われた緑の募金には、多くのみなさんにご協力を頂き誠にありがとうございました。

架空の社会保険関係団体を名乗る

不審文書にご注意ください

最近、架空の社会保険関係団体（国民年金団体、国民年金センターなど）を名乗って、年金受給者や被保険者及びそのご家族に対して、

☆年金保険料が未納になっている。一定の未納期間があると年金が交付されない。

☆国民年金未納について話があるので連絡されたい。連絡がない場合は、法的な対処を行う。

☆あなたは厚生年金を受給できなくなりました。基礎年金

番号等を記入しアンケートを返送するようにして下さい。といった文書が送られる事例が発生しています。

社会保険庁・社会保険業務センター・社会保険事務局・社会保険事務所では、他の団体に年金保険料徴収の手続きを委託する事はありません。

このような不審な文書が届きましたら、役場住民課・福祉係及び、飯田社会保険事務所に連絡くださるようお願いいたします。

飲用井戸の水質検査を

行いましょう

最近、化学物質や細菌などによる地下水汚染が全国的に問題となっています。

しますので、検査を希望される方は、あらかじめ住民課生活環境係までご連絡ください。

飲み水の安全を守る為に、法律や条例で規制されていない個人の飲用井戸などについては、年1回以上の水質検査を行うことをお勧めします。

検査は、所定の容器に採水し役場に届けていただき、村営水道の水質検査を委託している（財）中部公衆医学研究所で検査を行います。

水質検査用の容器をお貸し

○検査項目

・一般細菌・大腸菌など
県飲用井戸等衛生対策要領に定められた項目

○検査料金（結果郵送代込み）

・7,665円（税込み）

○検査機関

飯田市高羽町
（財）中部公衆医学研究所

“田んぼの学校” 参加者募集中！

どんぐり向方塾では、「田んぼの学校」の参加者を募集しています。

2004年度のプログラムは次のとおりとなっています。

第5回（8月21・22日）

テーマ／イノシシ対策
体験／栃の実拾いと沢のぼり

第6回（9月19・20日）

テーマ／稲の観察
体験／牛飼体験

第7回（10月16・17日）

テーマ／稲刈り

体験／どんぐりの森の夢
最終回（11月13・14日）

テーマ／昔の農機具で脱穀
体験／餅つき

なお、第1～4回はすでに開催済みとなっています。
詳しくは

〈どんぐり向方塾〉
☎ 32-3755

までお問合せください。

～社会人も大学生！～

平成16年度

放送大学第二学期学生募集

放送大学は、テレビとラジオの放送授業を中心に、自宅で学べる正規の大学です。生涯学習を目的に短期間在学し、興味のある科目を学習することもできます。

■放送大学の特徴

○教養学部

・全科履修生は、学士（教養）の学位が取得できます。

○大学院

・修士科目生は、18歳以上で

■視聴方法

スカイパーフェクTV！

■募集する生徒の種類

全科履修生

（大学卒業コース）

選科履修生

（1年間在学コース）

科目履修生

（6ヶ月在学コース）

修士全科生

（大学院修了コース）
修士科目生
（6ヶ月在学コース）

■出願受付期間

6月15日～8月31日（修士全科生は9月1日～9月14日）

■資料の請求（無料送付）

☆放送大学長野学習センター
〒392-1000 4

諏訪市諏訪1-6-11

諏訪プラザビル4階

☎ 0266-15812332

（月曜、祝日休み）



◆◆◆下水道に加入しましょう◆◆◆

排水設備工事は次の手順で

- 1 下水道加入申請書を提出し、村の審査御、受益者分担金を納付します。**
「我が家も下水道へ加入しよう。」と決めたら、加入申請書を村へ提出します。村から受益者分担金の納付書を施主に送付しますので、期限までに村指定金融機関へ納付します。
- 2 指定工事店を決めます。**
村の下水道排水設備指定工事店の中から依頼する工事店を決めます。
- 3 計画確認申請を提出し、村の審査を受けます。**
受益者分担金を村に納めて、指定工事店が決まったら、排水設備等計画確認申請書を村に提出します。書類の作成は、指定工事店がアドバイスしますが、署名・押印は大切なことですから、内容を確認めて、必ず施主が行って下さい。村は、排水設備の設計、使用器具等の審査を行います。
- 4 工事実施**
村から確認通知が届いたら、いよいよ工事開始です。排水管・排水マス等を取り付け、排水管を公共マスに接続し、水洗便器を取り付けます。
- 5 工事完了届を提出し、村の検査をうけます。**
排水設備工事完了後、村へ排水設備等工事完了届を提出し検査を依頼します。村は、検査を実施し排水設備のチェックを行い、検査済証を交付します。施主は、指定工事店の請求により、工事精算額を支払い工事は終了します。
- 6 使用開始**
下水道使用届けを村に提出し、使用開始となります。

下水道を使うときこれだけは守って下さい



1 油などは流さないでください。
天ぷら油などは油が固まり、下水道管が詰まったり下水道処理に悪影響を与えるため、下水道へ流さないでください。



2 トイレに異物を流さないでください。
水洗トイレは流水部が曲がった構造になっているために、異物や水に溶けないものは流さないように注意しましょう。



3 村営水道の水道水以外は、接続しないようにしましょう。
村営水道水以外の水を使用する場合は、メーター機の設置が義務づけられています。



4 雨水は側溝へ流しましょう。
雨水は、汚水マスへ流れないように、お互い気を付けましょう。



5 危険物を流さないでください。
下水道へガソリンや灯油・農薬・石・砂利等、危険物は流さないでください。



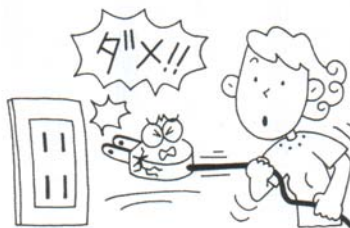
6 マスの清掃を欠かさずにやりましょう。
台所や風呂場から汚水が排出される汚水マスには、油やゴミがたまり詰まりやすいので、定期的に清掃しましょう。

地区名	下水道対象世帯数	加入世帯数	加入率	世帯人数	水洗化人口	水洗化率	主な供用開始日
西 原	24	15	62.5%	75	52	69.3%	H13.3.30
東 原 A	22	17	77.3%	59	48	81.4%	H13.3.30
東 原 B	27	19	70.4%	85	65	76.5%	H13.3.30
余 野	12	11	91.7%	28	26	92.9%	H13.3.30
中 央	31	15	48.4%	72	36	50.0%	H13.3.30
北	17	12	70.6%	53	35	66.0%	H13.3.30
本 町	28	16	57.1%	66	39	59.1%	H13.3.30
岡 本	62	34	54.8%	144	80	55.6%	H14.4.1
長 野 町	31	20	67.5%	85	63	74.1%	H13.3.30
長 野	33	21	63.6%	80	50	62.5%	H13.3.30
南 上	38	6	15.8%	98	20	20.4%	H14.7.1
南 中	20	5	25.0%	44	10	22.7%	H14.4.1
栄 町	26	14	53.8%	58	25	43.1%	H13.7.2
南 下	41	14	34.1%	100	52	52.0%	H14.4.1
合 計	412	219	53.2%	1,047	601	57.4%	

※地区別数字には、住宅等の公共施設が含まれていません。

(財)中部電気保安協会飯田事業所
☎〇二六五―三三―三四五二

こんなことしていませんか？



電気設備の安全点検をして
電気は正しく安全に
使いましょう

8月
「電気使用安全月間」
です！

帯の方は下水道への加入をお願いします。

なお、左記の表は平成16年4月1日現在の地区別下水道加入状況です。主な供用開始日が違うため、加入率・水洗化率が異なります。

現在では、平岡処理区のほとんどが供用開始区域となりました。

平成13年3月30日に供用開始をいたしました下水道も3年が経過しました。

地区別下水道加入状況

☆村の駐在さん☆

今年の4月より、平岡・福島両駐在所員の方が新しく着任されました。

村民のみなさんと共に天龍村の安全を守るため、ご協力をお願いします。



◎平岡駐在所

矢澤 宏一 巡査 (52歳)

・家族構成…妻、子供2人
・趣味…盆栽など



◎福島駐在所

土屋 勝徳 巡査 (51歳)

・家族構成…妻
・趣味…ゴルフ・囲碁など



毎月5日・20日 交通安全の日
全国交通安全ポスターコンクール優秀作品

平成16年度よりブックスタートを実施します

◆ブックスタートとは

1992年に英国で始まった運動で、「赤ちゃんとお本を通して楽しい時間を分かち合うこと」の支援を目的としています。

現在、約500の市町村で取り組まれています。

◆目的は…

赤ちゃんの成長にミルクが必要のように、赤ちゃんの心と言葉をはぐくむためには抱っこの中や暖かさの中で優しく語りかけ、ゆったりと過ごす時間が必要だと言われます。赤ちゃんはこうした語りかけを通して愛されている事を感じ、それにより人を信頼し、言葉を介して心を通わせることを学びます。また、家族にとっても心豊かなひと時となり、親子関係や子育ての環境づくりにも大きな意味を持ちます。

天龍村でも、赤ちゃんの誕生を祝福し、赤ちゃんへ絵本のプレゼントを通し、本に親しんで頂きたいと考えます。

ブックスタート IN てんりゅう



《対 象 者》：村内在住者で、平成16年度4月1日以降に誕生した赤ちゃん。個別に通知致します。

《受け取り期限》：概ね1歳のお誕生日頃まで。

《受け取り方法》：個人にお渡しした「引換券」に必要事項を記入し天龍村図書館へお越し下さい。

～お問い合わせ～

住 民 課
教育委員会

婦人科検診実施中

平成16年5月から、平成17年1月まで阿南病院において婦人科検診を実施しております。個別受診となっておりますので、受診される方はお早めにお申し込み下さい。

後半になりますと予約が一杯で予約できない可能性もありますので、早めのご予約をお勧めいたします。

対象者：20歳から69歳以下の村内に住所を有する女性の方。

費用 子宮ガン 1,550円

乳ガン 1,310円

*精密検査等の費用につきましては全て個人負担となります。

その他：阿南病院以外の医療機関では補助対象となりませんのでご注意下さい。

お問い合わせ：32-2001 担当：保健師

児童手当が小学校3年生まで拡大されます

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充され、支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されました。

新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者の皆様については、住民課（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より平成16年9月30日までに受け付けたも

のに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

支給額

第一子 五千元（月額）

第二子 五千元（〃）

第三子以降 一万元（〃）

支払時期

原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。（※ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。）
制度の詳しい内容については、役場住民課住民係まで。

平成16年度

公的年金の物価スライドについて

平成16年度の年金につきまして、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなつていることから、現役世代との均衡を考慮し、また高齢者等の生活にも配慮し、特例として、平成16年の全国消費者物価指数の下落分（マイナス0.3%）のみの年金額の改定を、平成16年4月分の給付から行います。

従いまして、4月及び5月の年金の定期支払期にあたる6月に支払われる年金から適用されます。また、年金額の高低に関わらず対象となります。

☆国保税率（介護分）の改定について☆

～保険税はみなさんの医療費の大切な財源です～

平成16年度の国民健康保険税率は、次のように決定となりましたのでお知らせします。

40歳から64歳までの方は医療分に合わせて介護保険料分も徴収されています。

今年度は医療分の税額については変わらず、介護分のみ変更されます。

介護保険の第2号被保険者以外の方（40歳から64歳までに該当されない方）についての税率は変わりません。

医療分

所得割	4.70%	均等割	16,000円
資産割	28.50%	平等割	26,000円
課税限度額	530,000円		

介護分

所得割	1.90%	均等割	10,000円
資産割	14.00%	平等割	7,000円
課税限度額	80,000円		

所得割：加入者の前年の所得に応じて計算
均等割：加入者1人につきいくらかと計算
資産割：加入者の固定資産額に応じて計算
平等割：1世帯いくらかと計算

※詳しい金額については、納税通知書が世帯主あてに送付されていますのでご覧ください。

物価スライド改定が行われる給付の例

- ・老齢基礎年金の年金額
- ・遺族基礎年金の年金額
- ・障害基礎年金の年金額
- ・配偶者や子を扶養している場合の、配偶者加給金額及び子の加算額
- ・老齢厚生年金の定額部分の年金額及び報酬比例部分の年金額
- ・遺族厚生年金の年金額
- ・障害厚生年金の年金額

物価スライド改定が行われない給付の例

- ・国民年金の付加年金
- ・船員保険の職務上の障害年金
- ・船員保険の職務上の遺族年金
- ・障害手当金
- ・脱退手当金
- ・外国人の脱退一時金

ごぞんじですか！

検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。

このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。

お気軽にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

長野地方裁判所飯田支部内
飯田検察審査会事務局 ☎0265-22-0003

不明な点は住民課住民福祉係までお問い合わせください。

また、住民税非課税世帯の方の食事代等の減額になる「標準負担額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も7月31日で期限が切れますので、必要な方は更新の手続きをお願いします。

新しい受給者証を保険証と一緒に窓口に提示してください。

対象者は、国保加入者で70歳以上（昭和7年10月1日以後に生まれた方）で、老人保健に該当していない方です。

現在使われている高齢受給者証（緑色のもの）の有効期限は平成16年7月31日です。

対象者には、新しい受給者証が送付されていますので交換をお願いします。8月1日以降お医者さんにかかる時には、新しい受給者証を保険証と一緒に窓口に提示してください。

国民健康保険高齢受給者証等の交換について

天龍村の最新情報は

ホームページ

<http://www.vill-tenryu.jp/>

をご覧ください!!

○投票率			○投票者数		
計	女	男	計	女	男
73.19%	73.87%	72.39%	1,354人	738人	616人

☆投票結果のお知らせ☆

7月11日（日）に行われた、参議院議員通常選挙の結果は次のとおりです。

○当日有権者数

参議院議員
通常選挙